

逆風下の今こそ再確認したい金の価値

POINT

- 金の「ディバースメント取引」は既に終わりを迎えたとの声が聞かれるようになりました。しかし、足元の値動きだけを見てこのテーマが終わったと判断するのは、やや早計です。

■ 金の価格調整の裏で何が変わったのか

足元の金価格の調整は、2026年1月末にかけて金価格が急騰したことに伴い高値警戒感が強まったことに加え、米国金利の上昇や米ドル高の進行といった金価格にとって逆風となる要因が短期的に強まった影響が大きいと考えられます^{注1}。こうした中、市場では「ディバースメント取引の動きは終わりを迎えた」との声が聞かれるようになりました。

ディバースメント取引は、通貨の価値が目減りするリスクへの備えとして、金や暗号資産(仮想通貨)などを選好する動きとして注目されてきました。この背景には、米国のトランプ政権下での予測困難な政策運営に対する不信感や、拡張的な財政に伴う政府債務の拡大への懸念、政府の連邦準備制度理事会(FRB)への介入を通じた中央銀行の独立性と信認の低下への懸念などがありました。過度な金融緩和がインフレを加速させ、米ドルの価値が低下することへの警戒感が強まったことで、国際金融秩序^{注2}に構造的な変化が生じているとの認識があったと見られます。

しかし、足元ではトランプ大統領が指名したウォーシュ氏が議長を務めるFRBがインフレの抑制を重視する姿勢を示したことにより、中央銀行の独立性や信認をめぐる不安が後退したとの見方が広がっています。また、米国で利上げが実施されるとの観測が強まり、米ドル高となっています。

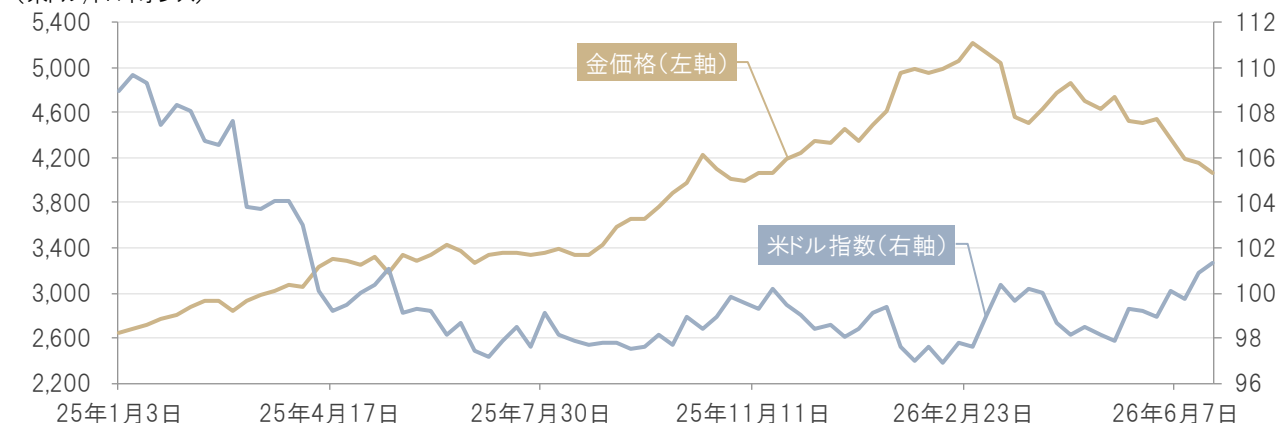
注1:金は利息を生まない資産であるため、金利上昇局面では相対的な魅力が低下すると捉えられる傾向があります。また、金は米ドル建てで取引される資産であることから、米ドル高局面では金価格に下落圧力がかかる傾向にあります。

注2:国際金融秩序とは、国境を越えた資金の流れや為替レートの安定、金融システムの健全性を保つための国際的なルール・制度・機構の総体で、長らく米ドルが圧倒的な基軸通貨として世界経済を支えてきました。しかし、地政学リスクの高まりや米国の金融政策への依存を避けるため、特に新興国を中心に「脱米ドル」の動きが進んでいます。

図表1:金価格と米ドル指数の推移

米ドルベース、週次、期間:2025年1月3日～2026年6月26日

(米ドル/トロイオンス)



※金価格は、ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)およびピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)の運用実績ではありません。

※金価格:ロンドン市場金価格、米ドル指数:ICE米ドル指数(DXY)

出所:ブルームバーグのデータを基にピクテ・ジャパン作成

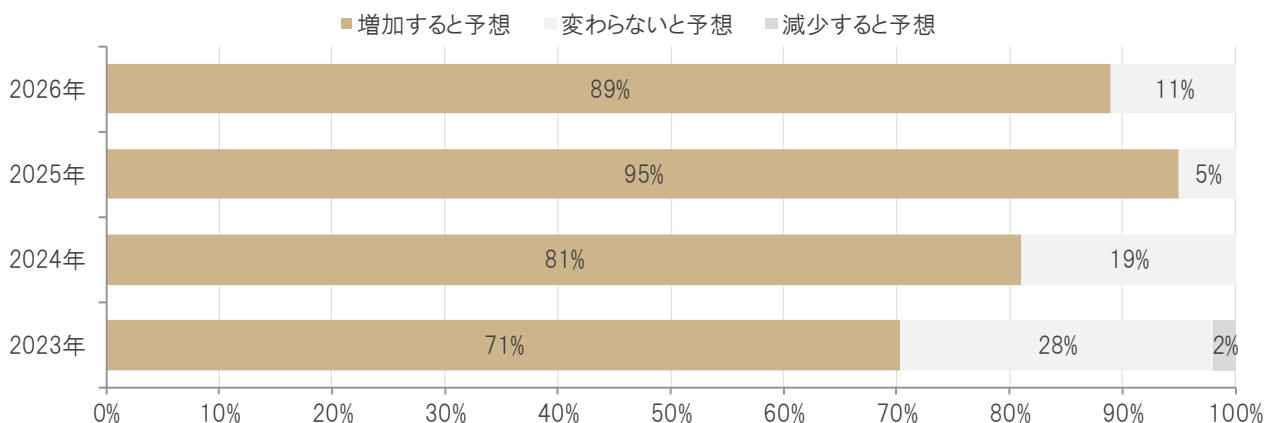
データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 構造的な金需要は続くのか

ここで重要なのは、短期的な価格調整と長期的な投資テーマを分けて考えることです。ディバースメント取引の背景にあるのは、政府債務の拡大や財政規律への不安がもたらす通貨に対する信認の低下や、通貨供給の拡大に伴う通貨価値の希薄化への懸念といった、より構造的な問題です。これらの前提は、足元の金価格の調整を受けて大きく変化したわけではありません。また、格差問題が深刻化し、ポピュリズム的な政治勢力が影響力を強める中で、FRBが景気や労働市場の悪化よりもインフレの抑制を優先した金融政策を実施できるかということについては依然として不透明感が残ります。そのため、通貨の価値が目減りするリスクへの備えとして、資産ポートフォリオに金を組入れるという選択肢は、依然として有効であると考えられます。

このことについて参考になるのが、ワールド・ゴールド・カウンシルが公表した、世界の中央銀行を対象とした金準備に関する調査です。2026年6月に公表された最近の調査では、89%の中央銀行が、世界全体の金準備が今後12ヵ月で増加すると予想していることが示されました(図表2参照)。また、45%の中央銀行が自らの金準備を増加させると回答しており(図表3参照)、中央銀行が引き続き金を重要な資産として捉えていることが伺えます。

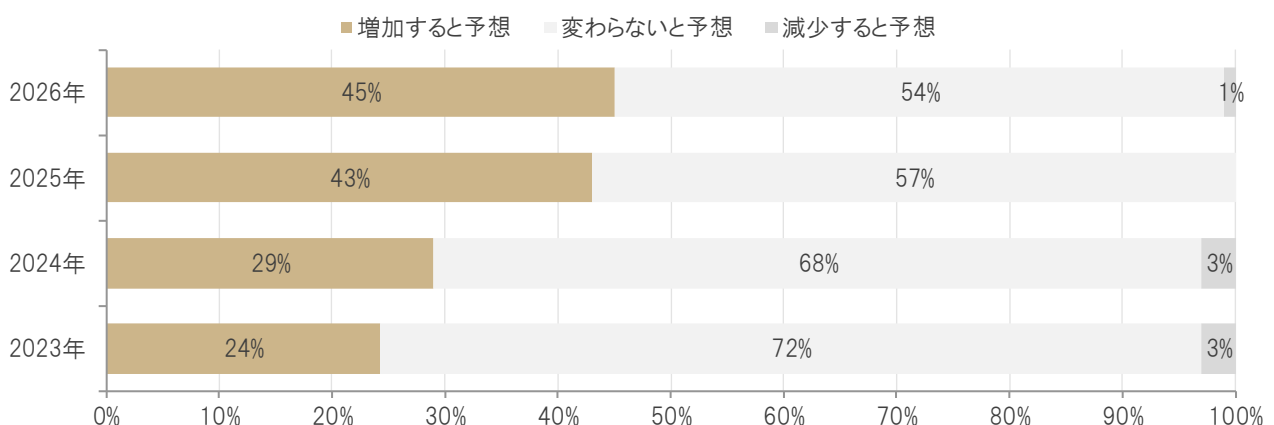
図表2: 今後12ヵ月の世界全体の金準備についての調査結果



※四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

出所: ワールド・ゴールド・カウンシル「Central Bank Gold Reserves Survey 2026」を基にピクテ・ジャパン作成

図表3: 今後12ヵ月の自らの中央銀行における金準備についての調査結果



※四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

出所: ワールド・ゴールド・カウンシル「Central Bank Gold Reserves Survey 2026」を基にピクテ・ジャパン作成

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

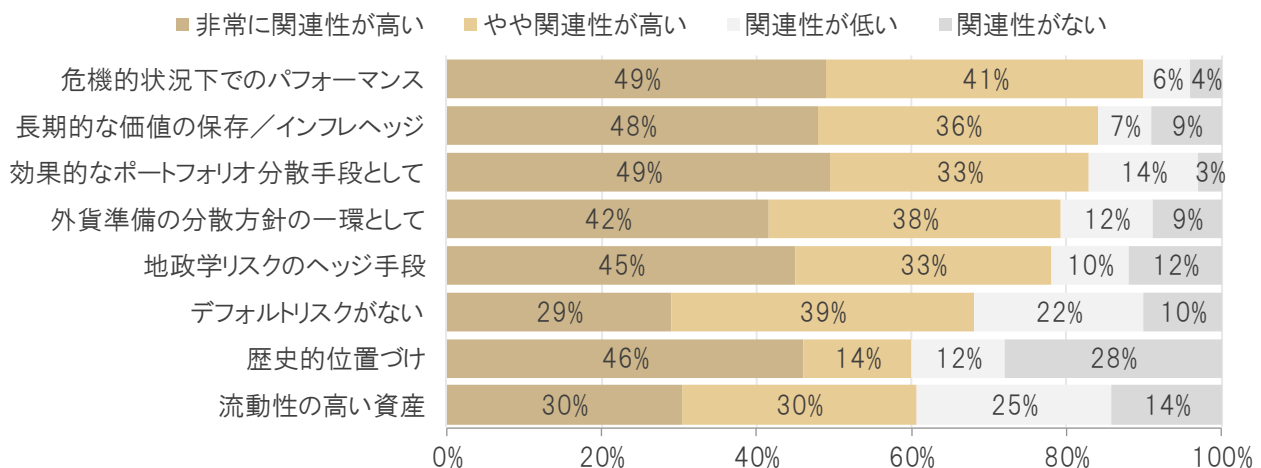
■ なぜ中央銀行は金を買うのか～底堅い金需要の背景～

中央銀行が金を保有する理由としては、危機的状況下でのパフォーマンスや、インフレヘッジの手段としての役割(長期的な価値の保存/インフレヘッジ)、分散投資効果の高さ(効果的なポートフォリオ分散手段として)といった、資産価値を保全してきた実績を評価する傾向が示されたことに加え、外貨準備の通貨分散を進める中で金を選好するとの回答(外貨準備の分散方針の一環として)が高い割合を占めました(図表4参照)。

また、外貨準備に占める通貨^{注3}については、74%の中央銀行が米ドルの比率が今後5年で低下すると予想する一方で、83%が金の比率が高まるとの考えを示しました(図表5参照)。これは、金が単に投資収益が期待される資産としてだけでなく、国際金融秩序の変化に備えて特定の通貨や国債などに偏重した準備資産の構成を見直す流れの中で、戦略的に保有する資産として位置付けられていることを示しています。

注3: 金は国によって強制通用力が認められている法定通貨ではありません。

図表4: 中央銀行が外貨準備として金を保有する理由(抜粋)

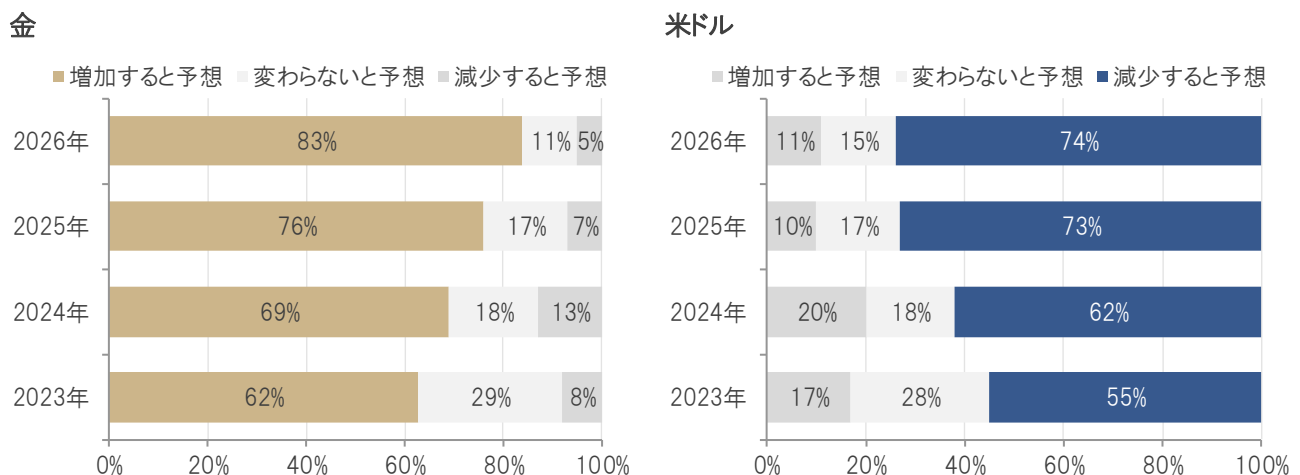


※中央銀行の金保有の理由について、「非常に関連性が高い」と「やや関連性が高い」と回答した割合が高いものから抜粋したものです。

※四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

出所: ワールド・ゴールド・カウンシル「Central Bank Gold Reserves Survey 2026」を基にピクテ・ジャパン作成

図表5: 5年後の外貨準備に占める金と米ドルの割合についての調査結果



※「増加すると予想」は「Significantly higher」と「Moderately higher」の合計、「減少すると予想」は「Significantly lower」と「Moderately lower」の合計。※四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

出所: ワールド・ゴールド・カウンシル「Central Bank Gold Reserves Survey 2026」を基にピクテ・ジャパン作成

データ・分析等は過去の実績や将来の予測に基づくものであり、運用成果や市場環境等を示唆・保証するものではありません。

■ 調整局面で金との向き合い方を改めて考える

中央銀行と個人投資家では、運用の目的が異なるかもしれませんが、資産価値を保全してきた実績を持つ資産を保有することで、国際金融秩序の変化による通貨価値の下落などに備える必要性が高まっているという点では共通していると考えられます。つまり、金は値上がり期待される資産としてだけでなく、希少な実物資産であることを背景としたインフレヘッジ手段としての役割や、株式や債券などの資産と組合わせた場合の分散投資効果、信用リスクのない無国籍通貨としての特性を活用し、中長期的に資産ポートフォリオの価値を保全するために戦略的に保有すべき資産だといえるでしょう。

足元の米ドル高や金価格の調整をもって「ディバースメント取引は終わりを迎えた」と結論づけるのは早計であるといえます。むしろ、短期的に高まっていた金に対する過熱感が落ち着く過程と捉えることもできます。こうした局面では、価格動向に一喜一憂するのではなく、資産ポートフォリオ全体の中でどのような役割を担う資産であるのかという観点から、金の位置づけを改めて見直すことが重要であると考えられます。

＜ご参考＞ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)の基準価額推移

日次、期間：2016年7月29日～2026年6月29日



※基準価額は1万口あたりで表示しています。※基準価額は実質的な信託報酬等控除後。

※ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)は、2016年7月29日に投資信託約款(以下「約款」といいます)を変更し、運用方針を従前の「①実質的に金に投資し、また ②世界主要国の公社債には為替ヘッジをして投資し、利金等収益の確保を目指し、③毎月決算を行うもの」から、『①実質的に金に投資し、②原則として為替ヘッジを行い、③年1回決算を行うもの』に変更しました。

＜ご参考＞ピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)の基準価額推移

日次、期間：2019年9月19日(設定日)～2026年6月29日



※基準価額は1万口あたりで表示しています。※基準価額は実質的な信託報酬等控除後。

投資リスク

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)》

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

金の価格変動リスク	●ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。 ●金の価格は、金の需給の変化や為替レート・金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。
為替に関する留意点	●組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利がヘッジ対象通貨の金利より低い場合、当該通貨と円との金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)》

[基準価額の変動要因]

- ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動等(外国証券には為替変動リスクもあります。)により変動し、下落する場合があります。
- したがって、投資者の皆様が投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

金の価格変動リスク	●ファンドは、実質的に金に投資しますので、ファンドの基準価額は、実質的に組入れている金の価格変動の影響を受けます。 ●金の価格は、金の需給の変化や為替レート・金利の変動等の要因により変動します。金の需給は、政治・経済的事由、技術発展、資源開発、生産者や企業の政策、政府の規制・介入、他の金融・商品市場や投機資金の動向等の要因で変動します。
為替変動リスク	●ファンドは、実質的に外貨建資産に投資するため、対円との為替変動リスクがあります。 ●円高局面は基準価額の下落要因、円安局面は基準価額の上昇要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

[その他の留意点]

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの特色

＜詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください＞

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)》

●実質的に金に投資します

●原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります

●年1回決算を行います

- 毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - －収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファンドでは、指定投資信託証券として以下の各投資信託証券を主要投資対象とします(当資料作成基準日現在)。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

○ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド-フィジカル・ゴールド クラスI USD 受益証券(当資料において「フィジカル・ゴールド・ファンド」という場合があります)

○ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット JPY クラスI 投資証券(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)

○金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(当資料において「上場投資信託証券」という場合があります)

※投資信託証券への投資を通じて、金の現物に投資し、米ドル建ての金価格の値動きを概ねとらえることを目指します。

(注)為替ヘッジコスト等により乖離が生じることが想定されます。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)》

●実質的に金に投資します

●原則として為替ヘッジを行いません

●年1回決算を行います

- 毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
 - －分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - －収益分配金額は、基準価額の水準および市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - －留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※ファンドでは、指定投資信託証券として以下の各投資信託証券を主要投資対象とします(当資料作成基準日現在)。なお、指定投資信託証券は委託会社により適宜見直され、選定条件に該当する範囲において変更されることがあります。

○ピクテ(CH)プレシャス・メタル・ファンド-フィジカル・ゴールド クラスI JPY 受益証券(当資料において「フィジカル・ゴールド・ファンド」という場合があります)

○ピクテ - ショートターム・マネー・マーケット JPY クラスI 投資証券(当資料において「ショートターム MMF JPY」という場合があります)

○金融商品取引所に上場(これに準ずるものおよび上場予定等を含みます。)されている投資信託証券(当資料において「上場投資信託証券」という場合があります)

※投資信託証券への投資を通じて、金の現物に投資し、金価格の値動きを概ねとらえることを目指します。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



手続・手数料等

【お申込みメモ】

購入単位	販売会社が定める1円または1口(当初元本1口=1円)の整数倍の単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
購入・換金の申込不可日	スイスもしくはロンドンの銀行の休業日、ロンドン証券取引所の午後休業日または12月24日においては、購入・換金のお申込みはできません。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
信託期間	ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり) 2011年12月28日(当初設定日)から無期限とします。 ピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし) 2019年9月19日(当初設定日)から無期限とします。
繰上償還	各ファンドにつき、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には信託が終了(繰上償還)となる場合があります。
決算日	毎年7月15日(休業日の場合は翌営業日)とします。
収益分配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づき分配を行います。 ※ファンドには収益分配金を受取る「一般コース」と収益分配金が税引後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2.2%(税抜2.0%)の手数料率を上限として、販売会社が独自に定める率を購入価額に乗じて得た額とします。 (詳しくは、販売会社にてご確認ください。)
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、信託財産の純資産総額に年 0.539% (税抜 0.49%)の率を乗じて得た額とします。 運用管理費用(信託報酬)は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合は当該終了日の翌営業日)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます。 【運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)】		
	委託会社	販売会社	受託会社
	年率 0.15%	年率 0.3%	年率 0.04%
投資対象とする 投資信託証券	フィジカル・ゴールド・ファンド : 純資産総額の年率 0.25%(上限) ショートターム MMF JPY : 純資産総額の年率 0.3%(上限) ※上場投資信託証券につきましては銘柄毎に異なります。上記の報酬率等は、今後変更となる場合があります。		
実質的な負担	最大年率 0.789% (税抜 0.74%)程度 (注)組入上場投資信託証券により変動する場合がありますが上記最大年率を超えないものとします。2026年1月末日現在の組入状況および投資先ファンドにおいて適用されている報酬率に基づいた試算値は、年率0.76%(税込)程度です。 (この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。)		
その他の費用・手数料	毎日計上される監査費用を含む信託事務に要する諸費用(信託財産の純資産総額の年率 0.055% (税抜 0.05%)相当を上限とした額)ならびに組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および外国における資産の保管等に要する費用等(これらの費用等は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。)は、そのつど信託財産から支払われます。また、フィジカル・ゴールド・ファンドについては、申込み・買戻し時に取引コスト相当額が申込価格に付加または買戻価格から控除され、当該ファンドの信託財産に留保されます。投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金・監督当局に対する年次費用、弁護士への報酬、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われることがあります。		

※当該費用の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【税金】

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して 20.315%

※少額投資非課税制度(愛称:NISA(ニーサ))をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、当資料発行日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社 ピクテ・ジャパン株式会社(ファンドの運用の指図を行う者)

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号

加入協会:一般社団法人資産運用業協会、日本証券業協会

受託会社 三菱UFJ信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管および管理を行う者)

〈再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社〉

販売会社 下記の販売会社一覧をご覧ください。(募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求受付ならびに収益分配金、償還金および一部解約代金の支払いを行う者)

【ホームページ・携帯サイト(基準価額)】

<https://www.pictet.co.jp>

販売会社一覧

投資信託説明書(交付目論見書)等のご請求・お申込先

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジあり)》

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券(注1)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○			○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○			
極東証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第65号	○			○
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社(注2)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社(注3)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○			
野村證券株式会社(注4)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社(注5)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(注6)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社青森みちのく銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第1号	○			
株式会社イオン銀行						
(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社SBI新生銀行						
(委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行						
(委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行						
(委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

M ゴールド 010626.7



販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○			
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○	
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○			
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン 証券株式会社)(オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○			

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。
(注2) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。
(注3) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。
(注4) 野村證券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。
(注5) みずほ証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。
(注6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)》

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○		○
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○		
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○	○	
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○
株式会社SBI証券 (注1)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○
FFG証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第5号	○			○
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	○			
岡三証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第53号	○	○	○	○
岡三にいがた証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第169号	○			
九州FG証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○			



販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
京銀証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第392号	○			
きらぼしライフデザイン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3198号	○			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○			
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○			
十六TT証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第188号	○			
第四北越証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○			
大和証券株式会社 (注2)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第108号	○	○	○	○
ちばぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第114号	○			
東海東京証券株式会社 (注3)	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○	○	○
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○			○
とちぎんTT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第32号	○			
野村證券株式会社 (注4)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第142号	○	○	○	○
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第21号	○	○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第1977号	○			
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○			
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○			
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
みずほ証券株式会社 (注5)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第94号	○	○	○	○
三菱UFJ েসマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	○	○	○	○
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 (注6)	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○
水戸証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第181号	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○			
株式会社あおぞら銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第8号	○		○	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社沖縄銀行	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第1号	○			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○			
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○			
株式会社北九州銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第117号	○		○	
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社京都銀行 (委託金融商品取引業者 京銀証券株式会社)	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社きらぼし銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社きらぼし銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	○		○	
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○	
株式会社佐賀銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第1号	○		○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○		○	
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第47号	○		○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○		○	
株式会社筑波銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第44号	○			
株式会社西日本シティ銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第6号	○		○	
株式会社肥後銀行 (委託金融商品取引業者 九州FG証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第3号	○			

巻末の「当資料をご利用にあたっての注意事項等」を必ずお読みください。

M ゴールド 010626_7

販売会社一覧(つづき)

商号等			加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品 取引業協会
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第5号	○		○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○		○	
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第624号	○		○	
株式会社北陸銀行	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○		○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○		○	
株式会社みずほ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第6号	○		○	○
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第54号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
株式会社三菱UFJ銀行 (委託金融商品取引業者 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○		○	○
三菱UFJ信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第33号	○	○	○	
株式会社もみじ銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第12号	○		○	
株式会社山形銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第12号	○			
株式会社山口銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第6号	○		○	
株式会社UI銀行 (委託金融商品取引業者 きらぼしライフデザイン 証券株式会社)(オンラインサービス専用)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第673号	○			
株式会社ゆうちょ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第611号	○			

(注1) 株式会社SBI証券は、上記の他に一般社団法人日本STO協会・日本商品先物取引協会にも加入しております。
(注2) 大和証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。
(注3) 東海東京証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。
(注4) 野村証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。
(注5) みずほ証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。
(注6) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記の他に一般社団法人日本STO協会にも加入しております。

《ピクテ・ゴールド(為替ヘッジなし)》



ウエルスアドバイザーアワード2025
オルタナティブ型 部門 2年連続受賞
“NISA成長投資枠”WA優秀ファンド賞

ウエルスアドバイザーアワード2025“NISA 成長投資枠”WA優秀ファンド賞は過去の情報に基づくものであり、将来のパフォーマンスを保証するものではありません。また、ウエルスアドバイザーが信頼できると判断したデータにより評価しましたが、その正確性、完全性等について保証するものではありません。著作権等の知的所有権その他一切の権利はウエルスアドバイザー株式会社に帰属し、許可なく複製、転載、引用することを禁じます。
当賞は国内公募追加型株式投資信託のうち、2025年12月30日における『NISA成長投資枠登録のアクティブファンド』を選考対象として独自の分析に基づき、各部門別に総合的に優秀であるとウエルスアドバイザーが判断したものです。オルタナティブ型 部門は、選考対象ファンドのうち、同年12月末において当該部門に属するファンド78本の中から選考されました。
※ウエルスアドバイザー株式会社(旧モーニングスター株式会社)
1998年3月27日の設立以来、約25年にわたり、国内の投資信託を中心とした金融商品評価事業を行ってまいりました。2023年3月30日付で米国Morningstar, Inc.へブランドを返還し、以降、引き続き中立・客観的な立場で、投信評価事業をウエルスアドバイザー株式会社で行っております。

当資料をご利用にあたっての注意事項等

●当資料はピクテ・ジャパン株式会社が販売を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。取得の申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)等を必ずご確認ください。●投資信託は値動きのある有価証券等に投資するため、基準価額は変動します。外貨建資産の場合は為替変動リスクもあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失が生じ、投資元本を割り込むことがあります。運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性、特定の目的への適合性を保証するものではありません。記載内容は作成日現在のものであり、予告なく変更される場合があります。また、過去の実績は、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。●投資信託は預金等ではないため、元本および利回りの保証はなく、預金保険機構または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料の内容は、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を目的としたものではありません。●当資料に掲載されている内容に関する著作権その他の知的財産権は、原則として、当社、ピクテ・グループまたは正当な権利者に帰属します。無断での使用、複製、転載、改変、翻訳、配布等は禁止されています。マーケット・データのご利用に関する詳細は、当社ウェブサイト「会社情報」の「運用・方針等」内の「マーケット・データ利用規約」をご参照ください。